

平成 18 年 №15

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する要項

改正理由

教育・研究に関する専門委員会の検討事項が多岐にわたり、委員の加重負担と
なっていることから、新たに入学者選抜に関する専門委員会を設置し、運営の効
率化を図るものである。

承認経過

平成 18 年 3 月 8 日 教育研究評議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する要項
を次のように制定する。

平成18年 3 月 9 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する
要項

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項（平成 16 年 4 月 1 日
制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部改正について

改正理由：教育・研究に関する専門委員会の検討事項が多岐にわたり、委員の加重負担
 となっていることから、新たに入学者選抜に関する専門委員会を設置し、運営
 の効率化を図るものである。

改 正	現 行
(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号） 第7条第2項の規定に基づき、教育研究評議会（以下「評議会」という。）に、 次に掲げる専門委員会を置く。 (1) 制度・人事に関する専門委員会 (2) 教育・研究に関する専門委員会 <u>(3) 入学者選抜に関する専門委員会</u> (検討事項) 第2条 制度・人事に関する専門委員会は、次に掲げる事項を検討する。 (1) ～(5) 〔省略〕 2 教育・研究に関する専門委員会は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 教育課程に関する基本的事項 <u>(2) 学生の身分及び学生生活に関する基本的事項</u> <u>(3) 研究の推進及び研究成果の広報に関する基本的事項</u> <u>(4) 研究条件の整備充実に関する基本的事項</u> <u>(5) 学術研究の交流及び共同研究に関する基本的事項</u> <u>(6) その他教育及び研究に関する重要事項</u> <u>3 入学者選抜に関する専門委員会は、次に掲げる事項を検討する。</u> <u>(1) 入学者選抜に関する基本的事項</u> <u>(2) その他入学者選抜に関する重要事項</u> 〔省略〕 (庶務) 第8条 専門委員会の庶務担当は、次のとおりとする。 (1) 制度・人事に関する専門委員会 総務部 (2) 教育・研究に関する専門委員会 総務部及び学務部	(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号） 第7条第2項の規定に基づき、教育研究評議会（以下「評議会」という。）に、 次に掲げる専門委員会を置く。 (1) 制度・人事に関する専門委員会 (2) 教育・研究に関する専門委員会 (検討事項) 第2条 制度・人事に関する専門委員会は、次に掲げる事項を検討する。 (1) ～(5) 〔省略〕 2 教育・研究に関する専門委員会は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 教育課程に関する基本的事項 <u>(2) 入学者選抜に関する基本的事項</u> <u>(3) 学生の身分及び学生生活に関する基本的事項</u> <u>(4) 研究の推進及び研究成果の広報に関する基本的事項</u> <u>(5) 研究条件の整備充実に関する基本的事項</u> <u>(6) 学術研究の交流及び共同研究に関する基本的事項</u> <u>(7) その他教育及び研究に関する重要事項</u> 〔省略〕 (庶務) 第8条 専門委員会の庶務担当は、次のとおりとする。 (1) 制度・人事に関する専門委員会 総務部 (2) 教育・研究に関する専門委員会 総務部及び学務部

(3) 入学者選抜に関する専門委員会 学務部

〔省略〕

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

〔省略〕